

令和4年12月23日

社会保障審議会医療部会長  
永井 良三 様

### 第8次医療計画の作成に関する意見

全国知事会社会保障常任委員長  
福島県知事 内堀 雅雄

#### 1 作成指針、各種データ等の早期提示

医療計画の作成には、各医療圏や作業部会における協議、関係団体、市町村などからの意見聴取、医療審議会への諮問等が必要であるほか、各種データの収集・分析、指標の選定や数値化も必要なため、非常にタイトなスケジュールの作業となる。については、都道府県が実効ある計画を作成するために必要な期間を十分確保できるように、作成指針等を年明けの早い時期に発出すること。

また、計画作成に必要な各種データについても早期に公表や提供すること。

特に、医療圏の設定については優先的に議論を行う必要があることから、参照すべきデータや基準について早期に提供すること。

#### 2 新興感染症発生・まん延時における医療について

当該項目は、新たに検討・協議する時間が必要であることから、計画に記載すべき内容等について検討段階から都道府県へ情報提供すること。

また、感染症法等の改正に伴い、都道府県においては、来年度に予防計画の策定作業が並行することとなるため、予防計画策定に係る指針についても早期に提示するとともに、医療計画に盛り込むべき内容について過重なものとならないようにすること。

#### 3 地域医療構想について

地域医療構想を推進するための基本となる、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各病床機能の報告基準について、更なる明確化を検討すること。

また、地域医療構想に係る意見のとりまとめ（案）（参考資料1-4）において、都道府県が、データの特性だけでは説明できないほどの病床数の差が生じている構想区域について、要因の分析・評価を行い、結果を公表し、病床が全て稼働していない病棟等へ必要な方策を講じることと記載されている。

対象となる構想区域の基準、分析・評価の手法、必要な方策の具体的内容などについて、今後明確化すること。

#### 4 ロジックモデルについて

ロジックモデルの活用については、国において5疾病・5事業間のバランスに配慮するとともに、考え方や指標例を早期に提示すること。

#### 5 医療DXについて

データヘルス、オンライン診療、AI・ロボット・ICTの活用など、医療DXの推進による医療の質や利便性の向上に資する取組について、作成指針等へ記載すること。

#### 6 都道府県の負担軽減について

医療関係の計画策定が多数重なるため、内容が重複する各種計画について、一体的に策定できるようにすること。

また、地域医療構想調整会議をはじめ、地域における協議の場で議論すべきとされる事項が増加しており、会議の事務局となる都道府県の負担が増している。(例：医療機関の開設、地域医療構想、医療機器の共同利用計画、紹介受診重点医療機関、かかりつけ医機能 等)

については、これらに係る負担軽減のため、資料やデータの提供等による技術的支援、専門家等の派遣、都道府県が業務増に対応した人員体制を整備することに対する交付税措置など、地方の体制確保に必要な支援を行うこと。

#### 7 医療提供体制の構築は、医療関係団体の協力のもと、国と都道府県が緊密に連携することが不可欠である。医療計画策定に際し、都道府県に過大な負担が生じることがないように、事前に十分な協議を行うこと。